

令和6年度 アイドリングストップ支援機器導入促進助成事業 交付要綱

令和6年3月26日制定
公益社団法人青森県トラック協会

(事業の趣旨)

第1条 公益社団法人青森県トラック協会（以下「青ト協」という。）は、アイドリングストップの励行を支援するため、アイドリングストップ支援機器（以下「機器」という。）を導入した青ト協会員事業者（以下「会員事業者」という。）にその費用の一部を助成する。

(助成金の交付予算額)

第2条 助成金の交付予算額は、660,000円とする。

(助成額)

第3条 助成額は下記のとおりとする。ただし、国から補助金が交付された機器に対しては青ト協の助成金を交付しない。

(1) 機器費用の2分の1 1台につき上限60,000円

(助成枠)

第4条 1事業者あたりの申請可能台数は、上限2台とする。

(助成対象)

第5条 助成対象車両及び助成対象機器は下記のとおりとする。

(1) 助成対象車両は、会員事業者が保有し、青森県内に車籍を置く事業用貨物自動車とする。

(2) 助成対象機器は、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）が別に定める機器とする。

(対象期間)

第6条 令和6年4月1日から令和7年2月末日

(実績報告及び助成金の請求)

第7条 助成金の交付を受けようとする会員事業者は、様式1「アイドリングストップ支援機器等導入促進助成事業実績報告書」（助成金交付請求書）を青ト協に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第8条 青ト協は会員事業者から実績報告及び助成金の請求があった時にはその内容を審査し、条件に適合すると認めたときは、会員事業者に助成金を交付する。ただし、第6条に定める期間内であっても、予算の執行状況により受付を中止することがある。なお、会費の滞納がある場合には、助成金を交付しない。

(助成金の返還)

第9条 青ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他青ト協が定める事項に違反したとき
 - (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- 2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、青ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(機器の処分制限)

第10条 会員事業者は、交付対象となった機器が装着の日から起算して6年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保(以下「処分」という。)に供してはならない。ただし、あらかじめ青ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

- 2 会員事業者は前項による処分が行われたときは、青ト協へ報告しなければならない。

(導入効果等の報告等)

第11条 助成金の交付を受けた事業者は、別に定める調査票に基づき、機器等導入の効果等を青ト協に報告しなければならない。

(その他必要な事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、青ト協が別にこれを定める。